

「箕輪町こども条例（仮称）」制定に向けた  
子ども・子育て審議会への意見聴取（第3回）

1 日時

令和5年9月21日（木曜日） 18:00～18:45

2 場所

箕輪町役場3階 講堂

3 出席者

<委員>

赤間会長、中澤副会長、久保田委員、阿部委員、井口委員、向山委員、丸田委員、中村委員、白鳥委員、唐沢委員、鹿野委員、小口委員、倉科委員、原委員

<町・事務局>

町長、企画振興課、福祉課、子ども未来課、教育委員会学校教育課

4 議事概要

(1) 開会

(2) 説明・協議事項

<説明事項1 意見聴取（第2回）を踏まえた条例（案）骨子について>

【事務局】

（資料1に基づき説明）

<協議事項1 条例（素案）について>

【事務局】

（資料2に基づき説明）

【委員】

資料2の第2条の定義について、「満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」とはどういう意味か。

【事務局】

高校3年生年代までの方を指す。

**【委員】**

資料1を見ると「及び」や「並びに」といった言葉が多く出てきているが、あまり多く使いすぎないほうがよいのではないか。議会に上程するというのであれば、誤字・脱字を含めて担当課で今一度確認してほしい。

**【事務局】**

ご指摘の点については、担当課で更なる確認をする。議会に条例案を上程する際には、町として法規審査の組織があるので、法令の表現として適切なものとなるよう、表現を調整していく。

**【委員】**

資料2の前文の中で「活力あるまち」という表現があるが、これがひらがなであるのは地域を表す表現だからということによいか。

**【事務局】**

お見込の通り。市町村の意味の「町」ではなく、地域として表現しているもの。

**【副会長】**

「地域全体で喜びや楽しさを実感しながら子育てができる」という表現等が加わっていて、第2回の意見聴取の際の意見が反映されていると感じた。資料2の第5条の部分、事務局からの説明で「『～果たすものとする』より『～果たすよう努めるものとする』といういわゆる努力義務的な表現のほうが適切かもしれない。」とあったが、先日の教育委員会の委員から「『～しなければならない』と捉えられる表現は避けた方がよいのではないか。」という意見があった。第5条は全体として柔らかい表現がよいのではないか。例えば、同条第1号の「養育及び家庭教育」は「子育て」という言葉に変えるなど。同条第2号の「家庭環境」という言葉も固く感じる。

**【事務局】**

ご意見を踏まえて、表現を検討していく。

**【委員】**

資料1の7ページ下段、「こども又は子育て家庭が意見を表明でき、その意見を反映させるために、必要な措置を講ずること。」とあるが、どのような方法を想定しているか。

**【事務局】**

具体的に今後の方法については、研究・検討していく必要があるのですが、ここではお示しできないが、例えば計画の策定や施策を実施する際にはアンケートを実施したり、定期的に子育てサークル等の保護者が集まる機会を設けて意見交換をしたりというものが想定できる。

【委員】

第2回の意見聴取の際の意見が反映され、町として目指すものが明確になったと感じた。一方で先ほどの委員からの意見と重なるが、資料1の7ページの「～が意見を表明でき」という言葉が分かりづらい。「こどもや子育て家庭の意見を取り入れて反映していくために必要な措置を講ずる」という解釈でいるが、その点どう考えているか。

【事務局】

「意見を反映させるために」という言葉だけだと、一方的な表現となるため、こどもや子育て家庭が意見を表明したうえで施策等に取り入れていく表現にしたかったが、分からづらいというご指摘を踏まえて、表現を検討したい。

【町長】

主語が「こども」や「子育て家庭」でないのが、分かりづらい言い回しになっている。「こどもや子育て家庭が意見を表明できる」という部分が大事なので記載を足したが、政策を実施していくのは町や議会であり、こどもの意見と実際の政策との間には齟齬が出やすいので、こういった記載となっている。分かりづらい文章ではあるので、今後精査していく。具体的な意見の聞き方については、政策を作ったり評価したりする段階での方法は決めていないが、例えば、こどものみを対象としたパブリックコメントやSNS等を活用した方法、すでにある保育園や学校のスキームを使う、といったものを考えていきたい。

【委員】

資料2の第8条「多様化・深刻化するこども又は子育て家庭に関する課題に対し、～」という表現について「深刻化」とは一体どのような状況か。他の言葉に置き換えられるなら表現を変えたほうがよいのではないか。

【事務局】

「深刻化」という表現はご指摘のとおり少し過激な表現と感じる。前文では「多様化・複雑化」という表現にしているので、併せて検討していきたい。

【委員】

タイトルと前文によって町の姿勢がわかってよいと思う。資料2が素案で資料1が骨子だが、素案が変われば骨子も変わるということはあるのか。

【町長】

細かい表現等は異なる部分が生じるとは思うが、骨子を基に条文を作っていくことになるので、変更が必要な場合は、どちらも変わることはあり得る。

### (3) その他

#### 【事務局】

本日いただいた意見をもとに、事務局で条例案について必要な修正を加え、パブリックコメント等を実施していく。これまでの議事概要等も町ホームページに掲載していくので、委員の皆様には議事概要の確認をお願いしたい。パブリックコメントは1か月間行い、いただいた意見を反映した条例案を次回の意見聴取でお示しする。次回は令和5年11月6日の開催でお願いしたい。

#### 【委員】

「子ども・子育て審議会」という名称は、今回の条例に合わせて「こども・子育て審議会」というように「こども」をひらがなの表現に変更するのはどうか。

#### 【事務局】

本審議会は「箕輪町子ども・子育て審議会条例」により設置されているため、すぐに名称変更はできない。本来は「子ども・子育て支援事業計画」の策定等に携わっていただく組織なので、今後条例が制定されれば、その後に必要な組織等に改めていきたい。

### (4) 閉会